

北労発安 0306 第 1 号
令和 7 年 3 月 6 日

道内主要経済関係団体代表者 様

厚生労働省北海道労働局長
(公 印 省 略)

令和 8 年 3 月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦
及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について

新規学校卒業者の就職につきましては、日頃から格別の御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、新規中学校・高等学校卒業者に対する選考開始期日等の遵守を図るため、今般、文部科学省及び厚生労働省から関係中央団体等へ別添（写）のとおり協力要請が行われたところです。

つきましては、貴団体におかれましても、本趣旨を十分御理解いただき、下記事項の遵守につきまして、会員企業等への周知徹底を図られますよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

また、新規学校卒業者の採用に当たりまして、本人の適性、能力等を中心とした公平・公正な選考がなされますよう、併せて、障害者に対しましても格別の考慮がなされますよう重ねて御配慮をお願い申し上げます。

記

1 新規中学校卒業者に係る推薦及び選考開始期日等

- | | |
|---------------------|-----------|
| (1) 求人申込みの受理開始 | 6 月 1 日 |
| (2) 求人者に対する求人票控えの交付 | 7 月 1 日以降 |
| (3) 他安定所への求人連絡 | 7 月 1 日以降 |
| (4) 推薦・選考開始 | 12 月 1 日 |
| (5) 採用内定開始 | 選考開始と同日以降 |

2 新規高等学校卒業者に係る推薦及び選考開始期日等

- | | |
|-------------------|-----------|
| (1) 求人申込みの受理開始 | 6 月 1 日 |
| (2) 求人者に対する求人票の返戻 | 7 月 1 日以降 |
| (3) 学校における求人申込み受理 | 7 月 1 日以降 |

(4) 安定所受理求人の学校への提示	7月1日以降
(5) 他安定所への求人連絡	7月1日以降
(6) 推薦開始（推薦文書到達）	9月5日
(7) 選考開始	9月16日
(8) 採用内定開始	選考開始と同日以降

3 求人活動のための学校訪問開始期日

原則として安定所において確認済みの求人票により学校に求人申込みを行った日以降（7月1日以降）に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降（6月1日以降）についても行うことができるものとする。

4 就業開始日

- (1) 新規中学校卒業者の就業（実習、研修等を含む。）の開始期日は、労働基準法第56条第1項の規定により令和8年4月1日以降とすること。
- (2) 新規高等学校卒業者の就業の開始期日については卒業後とすること。

5 選考結果の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないように十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒に通知すること。

6 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い

(1) 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は、令和7年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は次の条件によるものとする。

ア 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。

イ 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。

ウ 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦、選考等の開始期日については、上記2の（6）から（8）までの取扱いと同様であること。

(2) 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

7 応募書類の取扱い

新規中学校・高等学校卒業者の採用選考に係る応募書類については、応募者の適性・能力に基づいた公正な採用選考が行われるよう、「職業相談票（乙）」

又は「全国高等学校統一用紙」の使用の徹底を図っているところであるが、選考と直接関係のない生徒の個人情報等に配慮するなどの観点から、その一部を別紙のとおり改定し、令和8年3月の新規中学校・高等学校卒業者から適用することとしたので、その周知及び使用の徹底に努めること。

また、全国高等学校統一用紙のうち生徒本人が作成する履歴書の作成方法については、求人者の意向を踏まえて、①手書き記入、②パソコン入力、③どちらでも可、のいずれかとするとともに、応募書類の作成方法によって採用選考に有利不利が生じないように、事業所への周知・指導を行うこと。

8 令和8年3月新規高等学校卒業者の就職に関する申合せ

経済団体、学校関係者、行政機関等で構成する北海道高等学校就職問題検討会議において、本年2月28日付けで「令和8年3月新規高等学校卒業者の就職に関する申合せ」が行われたところであるので（別紙参照）、本申合せの遵守について、会員企業等に対して周知いただきたいこと。

また、本申合せにおいて、「全国高等学校統一用紙（履歴書）については、パソコンで作成することも可能とし、作成方法によって不利益な取扱いを行わないようにする。」と明記されたこと。

なお、選考日及び選考結果の通知が遅くなることや、応募日から選考日までの期間が長くなることは、応募可能な企業数に制限のある生徒の応募機会を奪い、進路決定に深刻な影響を及ぼすことについて、併せて周知いただきたいこと。

加えて、各企業での選考に当たっては、書類選考だけでなく、本人の適性と能力を判断するためにも多くの生徒と面接することが望ましいと考えられることから、できるだけ多くの生徒に面接機会を与えることについても配慮いただくとともに、卒業までは学業専念期間であることから、卒業前に「内定式」、「親睦会」等への参加を強制することのないよう配慮いただきたいことについて、併せて周知いただきたいこと。

厚生労働省北海道労働局

職業安定部職業安定課若年雇用対策係

電話 011-709-2311（内線3675）

令和8年3月新規高等学校卒業者の就職に関する申合せ

北海道高等学校就職問題検討会議において協議した結果、学校教育の充実を図り、就職希望者の適正な職業選択を確保するとともに求人秩序の確立を図るため、令和8年3月新規高等学校卒業者に係る就職（生徒の応募・推薦方法）について、次の事項を遵守するとともに、関係者への周知徹底を図ることを申し合わせる。

記

1 応募・推薦について

- (1) 生徒の企業への応募・推薦は、推薦開始日から10月31日までは1人1社とするが、11月1日以降は、1人2社まで応募・推薦ができる。

ただし、新規高卒者就職面接会で応募する場合は、期間にとらわれず1人2社以上の応募・推薦ができる。

- (2) 複数応募・推薦に伴う取扱いについては、次のとおりとする。

ア 求人票への明記について

企業は、内定辞退により円滑な採用活動に支障が生じる等特別の事情があるため、11月1日以降も単願者のみの応募を希望する場合は、公共職業安定所に求人票を提出する際、求人票の「複数応募」欄に「不可」と明記する。

イ 選考結果前の応募・推薦について

選考試験を受け、10月31日までに採用内定通知がない場合は、原則として11月1日以降、上記(1)の範囲内で生徒の応募・推薦ができる。

ウ 応募社数の取扱いについて

11月1日以降は、上記(1)の範囲内で、随時、複数応募・推薦ができる。

エ 指定校求人との併用について

11月1日以降は、上記(1)の範囲内で、指定校求人と公開求人を併用した複数応募・推薦ができる。

- (3) 公務員試験との併願について

公務員試験を受験し、10月31日までに最終的な試験結果が出ていない場合、11月1日以降、企業への応募・推薦については、1人1社の応募・推薦ができる。

2 指定校制について

企業は、公共職業安定所に求人票を提出する際に、職種や仕事内容から学校・学科の指定等を行う場合は、次の事項に配慮する。

- (1) できる限り求人の共有化を進めることにより生徒の応募機会の均等を図る。
(2) 指定を受けない学校において応募希望の生徒がいる場合は、生徒の受験機会の確保に努める。

3 校内選考について

高等学校は、生徒の進路選択能力や職業観・勤労観を最大限尊重するため、校内選考において、次の事項に配慮する。

- (1) 生徒の進路希望を尊重して応募先を決定することを基本とする。
(2) 企業の応募条件を確認の上、単に学習成績や出欠状況のみの判断ではなく、生徒の意欲・適性・能力等を考慮し、総合的に判断する。

4 選考日及び選考結果の通知について

- (1) 応募書類を受理した企業は、選考日を速やか、かつ確実に高等学校を經由し、生徒に通知する。
- (2) 企業は、選考結果を1週間以内を目途に書面により、高等学校を經由し、生徒に通知するものとし、応募者が多数である等やむを得ない場合であっても10日以内に通知する。

5 採用内定に対する意思表示の通知等について

生徒は、採用内定を受けた日から2週間以内に、高等学校を經由し、企業に対して承諾書又は辞退書により意思表示を通知するほか、採用内定に関しては、次のとおりとする。

- (1) 承諾書を提出した場合は、特別の事情等がない限り、内定は辞退しない。
- (2) 求人票の「複数応募」欄に「不可」と記載した求人企業に応募・推薦し内定を受けた場合は、特別の事情等がない限り、承諾する。
- (3) 公務員試験との併願の場合、12月末日までに公務員試験の最終的な試験結果が出るものについては、その結果発表後に意思表示の通知ができる。

6 公正な採用選考について

企業は、生徒の職業選択及び均等な応募・選考機会の確保のため、次の事項に留意する。

- (1) 応募者の適性・能力を基準とした公正な採用選考に努める。
- (2) 採用選考に当たり、本人に責任のない事項、本来自由であるべき事項等で、就職差別につながるおそれのある事項に留意する。
- (3) 全国高等学校統一用紙（履歴書）については、パソコンで作成することも可能とし、作成方法によって不利益な取扱いを行わないようにする。

令和7年2月28日

北海道高等学校就職問題検討会議

北海道経済連合会
一般社団法人北海道商工会議所連合会
北海道中小企業団体中央会
一般社団法人北海道中小企業家同友会
北海道高等学校進路指導協議会
北海道高等学校長協会
北海道私立中学高等学校協会
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
北海道支部北海道職業能力開発促進センター
北海道
北海道教育庁
厚生労働省北海道労働局

6 文 科 初 第 2167 号
職 発 0207 第 5 号
開 発 0207 第 3 号
令 和 7 年 2 月 7 日

主要経済関係団体代表者 殿

文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 長
望 月 禎
(公 印 省 略)

厚 生 労 働 省 職 業 安 定 局 長
山 田 雅 彦
(公 印 省 略)

厚 生 労 働 省 人 材 開 発 統 括 官
堀 井 奈 津 子
(公 印 省 略)

令和 8 年 3 月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び
選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規中学校・高等学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新規中学校・高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、令和 6 年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正かつ主体的な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、令和 7 年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

ついては、貴団体においても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底が図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、新規中学校・高等学校卒業者の採用に当たっては、本人の適性と能力に基づいた基準による公正な採用選考の確立を図るとともに、定時制課程

及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的取扱いや同和問題等に係る差別的取扱いが行われないよう、また、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の配慮がなされるようお願いします。

さらに、新規中学校・高等学校卒業者に対する事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため、青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針(平成 27 年厚生労働省告示第 406 号)に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮をお願いします。

なお、新規大学等卒業者に係る採用選考が新規中学校卒業者(新規義務教育学校卒業者及び中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。)及び新規高等学校卒業者(新規中等教育学校卒業者を含む。以下同じ。)に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校・高等学校卒業者の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いします。

新規学卒者を巡る就職環境については、令和 7 年 3 月高等学校卒業予定者の就職内定率(令和 6 年 10 月末現在。文部科学省調査)は 77.3%となり、昨年 10 月末と比べ、0.1 ポイント増加しているものの、就職が決まらない生徒も一定数おります。仮に就職未決定のまま卒業を迎える者が多数に上るとすれば、本人にとって若年期に就業を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解いただき、令和 8 年 3 月の新規中学校・高等学校卒業予定者のための就職機会の確保に向けた努力をお願いします。

記

第 1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦、選考等の開始期日等

1 推薦、選考及び採用内定の開始期日

- (1) 新規中学校卒業者の推薦及び選考の開始期日については、令和 8 年 1 月 1 日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、令和 7 年 12 月 1 日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県(飯山公共職業安定所管内の地域に限る。)及び島根県(松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内

の地域に限る。)

(2) 新規高等学校卒業者の推薦の開始期日については、推薦文書の到達が令和7年9月5日(沖縄県については、令和7年8月30日)以降となるようにすること。

(3) 新規高等学校卒業者の選考の開始期日については、令和7年9月16日以降とすること。

(4) 採用内定の開始期日については、従前と同様、選考の開始期日と同日以降とすること。

2 求人申込みの手続等

(1) 職業安定法(昭和22年法律第141号)第27条又は第33条の2の規定に基づき、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校(中等教育学校を含む。以下同じ。)に求人申込みを行う場合においては、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所(以下「安定所」という。)に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認(求人票への受理・確認印の押印)を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続によらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、安定所の受理・確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

(※) 民間職業紹介事業者を活用する場合は、この限りでない。

(2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務の的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理は、令和7年6月1日から開始するものとする。

(イ) 安定所の他安定所への求人連絡は、令和7年7月1日から開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、令和7年6月1日から開始するものとする。

(イ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、令和7年7月1日から開始するものとする。

(ウ) 学校における求人申込みの受理は、令和 7 年 7 月 1 日から開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、令和 7 年 7 月 1 日から行うものとする。

(3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業の開始期日

(1) 新規中学校卒業者の就業（実習、研修等を含む。）の開始期日は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 56 条第 1 項の規定により令和 8 年 4 月 1 日以降とすること。

(2) 新規高等学校卒業者の就業の開始期日については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 応募書類の取扱い

新規中学校・高等学校卒業者の採用選考に係る応募書類については、応募者の適性・能力に基づいた公正な採用選考が行われるよう、「職業相談票（乙）」又は「全国高等学校統一用紙」の使用の徹底を図っているところであるが、選考と直接関係のない生徒の個人情報等に配慮するなどの観点から、その一部を別紙のとおり改定し、令和 8 年 3 月の新規中学校・高等学校卒業者から適用することとしたので、その周知及び使用の徹底に努めること。

また、全国高等学校統一用紙のうち生徒本人が作成する履歴書の作成方法については、求人者の意向を踏まえて、①手書き記入、②パソコン入力、③どちらでも可、のいずれかとするとともに、応募書類の作成方法によって採用選考に有利不利が生じないように、事業所への周知・指導を行うこと。

5 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないように十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

6 民間職業紹介事業者による就職あっせんについては、都道府県高等学校就職問題検討会議（都道府県教育委員会と都道府県労働局が共同で開

催)における申合せ事項を遵守すること。また、民間職業紹介事業者を活用して求人の申込みをする場合、公共職業安定所を活用する場合と同様に推薦、選考等の開始期日等の遵守、全国高等学校統一応募書類の使用を徹底すること。

7 生徒や学校の個々の事情に配慮した応募前職場見学及び採用選考活動等について

応募前職場見学(※)及び採用選考活動等の実施に当たっては、過度な負担や学校における教育活動への影響が生じないように、生徒や学校の個々の事情に配慮すること。

なお、学校における就職支援や企業における採用選考活動等が円滑に進められるよう、安定所においては、企業の採用担当者と学校の進路指導担当教諭の情報交換会、合同企業説明会・面接会等を開催するなど、学校や企業に対する必要な協力を行うものであること。

(※) 応募前職場見学は、生徒が事前に職業や職場への理解を深めるために行うものであり、採用選考の場とならないよう十分留意すること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は、令和7年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は、次の条件によることとすること。

(1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。

(2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。

(3) 応募の受付は、学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦、選考等の開始期日については、上記第1の1(2)から(4)までの取扱いと同様とすること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

統一応募用紙主な変更点（履歴書）

【別紙】

○新たな統一応募用紙（履歴書）（案）

履 歴 書

令和 年 月 日現在

写真をはる位置

(30×40mm)

ふりがな	
氏 名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日生（満 歳）
ふりがな	〒
現住所	
ふりがな	〒
連絡先※	

「在籍校」欄と「職歴」欄に分離

在籍校※	令和 年 月	高等学校卒業見込み 高等学校卒業
職 歴 ※	平成 年 月	
	令和 年 月	
	平成 年 月	
	令和 年 月	
	平成 年 月	
	令和 年 月	

（※の欄については、記入上の注意事項を確認すること）

記載内容の変更

○従来の統一応募用紙（履歴書）

履 歴 書

令和 年 月 日現在

写真をはる位置

(30×40mm)

ふりがな		性別
氏 名		
生年月日	昭和・平成 年 月 日生（満 歳）	
ふりがな	〒	
現住所		
ふりがな	〒	
連絡先		

（連絡先欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること）

「在籍校」欄と「職歴」欄に分離

学 歴 ・ 職 歴	平成 年 月	高等学校入学
	令和 年 月	
	平成 年 月	
	令和 年 月	
	平成 年 月	
	令和 年 月	
	平成 年 月	
	令和 年 月	

（職歴にはいわゆるアルバイトは含まない）

記載内容の変更

罫線追記

（応募書類 その1）

資 格 等	取得年月	資格等の名称
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
校内外の諸活動※		
志望の動機・アピールポイント等※		
備考		

追記

追記

全国高等学校統一用紙（文部科学省、厚生労働省、全国高等学校長協会の協議により令和〇年度改定）

（応募書類 その1）

資 格 等	取得年月	資格等の名称
趣味・特技	校内外の諸活動	
志望の動機		
備考		

削除

全国高等学校統一用紙（文部科学省、厚生労働省、全国高等学校長協会の協議により平成17年度改定）

全国統一応募用紙の記入上の注意事項 変更点对比表

	新たな注意事項（案）	従来の注意事項
履歴書	1 「連絡先」欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること。 2 「在籍校」欄は、卒業見込み、あるいは卒業した高等学校名を記入すること。 高等学校卒業見込み・高等学校卒業の別の該当事項を○で囲むこと。 3 「職歴」欄には、いわゆるアルバイトは記入しないこと。 4 「校内外の諸活動」欄には、部活動、ボランティア活動、インターンシップなど、校内外の活動状況で記入したい事項がある場合に記入すること。 5 「志望の動機・アピールポイント等」欄には、志望の動機、自己PR、特技等を記入すること。 6 「備考」欄には、「資格等」、「校内外の諸活動」、「志望の動機・アピールポイント等」以外で記入したい事項がある場合に記入すること。	1 「連絡先」欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること。 2 「学歴・職歴」欄には、いわゆるアルバイトは記入しないこと。 3 「校内外の諸活動」欄には、部活動、ボランティア活動、インターンシップなど、校内外での活動状況で記入したい事項がある場合に記入すること。 4 「備考」欄には、「資格等」、「趣味・特技」、「校内外での諸活動」、「志望の動機」以外で記入したい事項がある場合に記入すること。
調査書	1 基本方針 高等学校生徒指導要録等に基づいて作成するものとする。 2 「課程名」欄については、全日制・定時制・通信制の課程別、「在学期間」欄については、入学・編入学・転入学（編入学及び転入学の場合はその学年を記入）の別及び卒業・卒業見込みの別の該当事項をそれぞれ○で囲むこと。 3 「学習の記録」欄は、高等学校在学中の全学年について、次のように記入すること。 (1) 「教科・科目」欄は、高等学校生徒指導要録に基づいて教科・科目名を記入すること。 (2) 「評定」欄は、5、4、3、2、1の5段階で記入すること。また、卒業見込みの者で、最終学年の成績が未決定である場合は、直近における成績を総合して、最終学年の成績とすること。なお、高等学校卒業程度認定試験などを、高等学校の各教科・科目の単位を修得したものとみなした場合は、「評定」欄に「高等学校卒業程度認定試験等」と記入すること。 (3) 「総合的な探究(学習)」欄は、各学年において修得を認定した単位数を記入すること。なお、「総合的な探究(学習)の時間」の全てを「課題研究」等の履修によって代替したことにより、「総合的な探究(学習)の時間」を履修していない生徒については、当該欄に斜線を引くこと。 (4) 「留学」欄は、留学した生徒の外国の学校における学習の成果をもとに、校長が修得を認定した単位数を記入すること。 (5) 留学の下空欄には、学校教育法施行規則第140条の規定に基づき通級による指導を行い、単位認定を行った場合には、「自立活動」と記入し、各学年において修得を認定した単位数を記入すること。また、同規則第86条の2の規定に基づき特別的教育課程による日本語指導を行い、単位認定を行った場合には、「日本語指導」と記入し、各学年において修得した単位数を記入すること。 4 「本人のアピールポイント・推薦事由等」欄は、生徒の個性を多面的にとらえ、生徒の長所を取り上げることを基本として記入すること。 5 「特別活動の記録」欄は、特別活動における生徒の活動状況について主な事実及び特別活動全体を通して見られる生徒の長所など所見を記入すること。 6 「出席状況」欄は、高等学校生徒指導要録該当欄の記載事項を転記するものとするが、卒業見込みの者の最終学年の欄は、直近の学期末現在における欠席の状況を記入すること。 7 「特記事項」欄は、以下について該当がある場合に記入すること。 (1) 休学の期間がある場合 (2) 長期欠席中の学校以外の場における学習状況などを把握している場合 (3) 職業の特性等において必要な要件として、身体状況（視力及び聴力など）及び配慮事項の記載が求められる場合 8 押印は不要とする。	1 基本方針 高等学校生徒指導要録等に基づいて作成するものとする。 2 「課程名」欄については、全日制・定時制・通信制の課程別、「在学期間」欄については、入学・編入学・転入学（編入学及び転入学の場合はその学年を記入）の別及び卒業・卒業見込みの別の該当事項をそれぞれ○で囲むこと。 3 「学習の記録」欄は、高等学校在学中の全学年について、次のように記入すること。 「教科・科目」欄は、高等学校生徒指導要録に基づいて教科・科目名を記入すること。 「評定」欄は、5、4、3、2、1の5段階で記入すること。また、卒業見込みの者で、最終学年の成績が未決定である場合は、直近における成績を総合して、最終学年の成績とすること。なお、大学入学資格検定合格科目などを、高等学校の各教科・科目の単位を修得したものとみなした場合は、「評定」欄に「大検等」と記入すること。 「総合的な学習」欄は、各学年において修得を認定した単位数を記入すること。 「留学」欄は、留学した生徒の外国の学校における学習の成果をもとに、校長が修得を認定した単位数を記入すること。 4 「特別活動の記録」欄は、特別活動における生徒の活動状況について主な事実及び特別活動全体を通して見られる生徒の長所など所見を記入すること。 5 「出席状況」欄は、高等学校生徒指導要録該当欄の記載事項を転記するものとするが、卒業見込みの者の最終学年の欄は、直近の学期末現在における欠席の状況を記入すること。 6 「身体状況」欄は、次のように記入すること。 (1) 「身長」、「体重」、「聴力」及び「視力」欄には、それぞれについて高等学校等用生徒健康診断票の、最も新しい記載事項を転記すること。 (2) 「視力」欄は、眼鏡等を使用していない者については、裸眼視力を（ ）の左側に記入し、また、眼鏡等を使用している者については、矯正視力を（ ）内に記入し、裸眼視力は横線を引くこと。なお、視力1.0以上を「A」、1.0未満0.7以上を「B」、0.7未満0.3以上を「C」、0.3未満を「D」として記入して差し支えないこと。 (3) 「備考」欄は、高等学校等用生徒健康診断票の記載事項で、特に、必要と認められる事項があれば記入すること。 7 「本人の長所・推薦事由等」欄は、生徒の個性を多面的にとらえ、生徒の長所を取り上げることを基本として記入すること。